

診断書と鑑定について

<申立人の方へ>



この冊子は診断書を作成される医師にお見せください。診断書と診断書付票を医師に作成してもらい、申立時に必要書類とともに裁判所に提出してください。

なお、本人情報シートを準備されているときは、同シートも医師にお渡しください。



- ・ 診断書（成年後見制度用）の作成を依頼された医師の方へ
- ・ 診断書
- ・ 診断書付票
- ・ 本人情報シート（提供されない場合もあります。）

診断書（成年後見制度用）の作成を依頼された医師の方へ

高知家庭裁判所

1 成年後見制度と診断書について

平素より、家庭裁判所の業務につきまして、ご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成12年4月に成年後見制度が施行され、本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐及び補助の3類型が設けられました。成年後見人等に選ばれた人は、本人の財産管理や身上監護を支援することで、本人の判断能力を補い、本人の保護を図ることになります。

この制度を利用するにあたっては、添付の「診断書（成年後見制度用）」を提出していただいております。この診断書は、家庭裁判所が本人の判断能力を把握し、審理をするための資料として重要な役割を果たします。

なお、平成31年4月から、医師が診断書を作成するための補助資料として利用していただくための「本人情報シート」の導入を開始しました。

「本人情報シート」導入の趣旨は、医師が十分な判断資料に基づき、本人の判断能力について適切な医学的判断を行うことができるよう、診断に当たって本人のおかれた生活状況等に関する情報を考慮するための補助資料としていただくためです。依頼者から「本人情報シート」の提供があった場合には、ご活用をお願いします。

ご多忙とは存じますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2 鑑定について

家庭裁判所が後見、保佐及び補助を開始する審判をする際には、本人の症状の経過についてよく把握されておられる主治医の方に、診断書に加えて、本人の精神状況についての鑑定の依頼をさせていただくことがあります。

そこで、診断書（成年後見制度用）を作成していただく際に、後日、家庭裁判所から鑑定の依頼があった場合にお引き受けいただけるかなどの参考事項について、別紙の「診断書付票」の各事項にも併せてご回答くださいますようお願い申し上げます。

※ 鑑定をお願いする場合には、申立てを受け付けた後に、家庭裁判所から医師に対して改めてご連絡し、書類をお送りいたします。

※ 最高裁判所のホームページにて「成年後見制度における鑑定書・診断書作成の手引」と検索していただくことで、『成年後見制度における診断書作成の手引』並びに『成年後見制度における鑑定書作成の手引』をご覧いただけます。

※ ご不明な点については、高知家庭裁判所家事書記官室（Tel.088-822-0440）までお尋ねください。

1 氏名	男・女
	年 月 日生 (歳)
住所	
2 医学的診断	
診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)	
所見 (現病歴, 現症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)	
各種検査	
長谷川式認知症スケール	<input type="checkbox"/> 点 (年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 実施不可
MMSE	<input type="checkbox"/> 点 (年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 実施不可
脳画像検査	<input type="checkbox"/> 検査名: (年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 未実施
脳の萎縮または損傷等の有無	
<input type="checkbox"/> あり	
所見 (部位・程度等) :	
<input type="checkbox"/> なし	
知能検査	<input type="checkbox"/> 検査名: (年 月 日実施)
検査結果:	
その他	<input type="checkbox"/> 検査名: (年 月 日実施)
検査結果:	
短期間内に回復する可能性	
<input type="checkbox"/> 回復する可能性は高い <input type="checkbox"/> 回復する可能性は低い <input type="checkbox"/> 分からない	
(特記事項)	
3 判断能力についての意見	
<input type="checkbox"/> 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができる。	
<input type="checkbox"/> 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することが難しい場合がある。	
<input type="checkbox"/> 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。	
<input type="checkbox"/> 支援を受けても, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。	
(意見) ※ 慎重な検討を要する事情等があれば, 記載してください。	



判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

障害なし とときどき障害がみられる 頻繁に障害がみられる いつも障害がみられる

()

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

問題なくできる だいたいできる あまりできない できない

()

(3) 理解力・判断力の障害の有無

・一人での買い物

問題なくできる だいたいできる あまりできない できない

・一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払

問題なくできる だいたいできる あまりできない できない

()

(4) 記憶力の障害の有無

・最近の記憶(財布や鍵の置き場所や、数分前の会話の内容など)について

障害なし とときどき障害がみられる 頻繁に障害がみられる いつも障害がみられる

・過去の記憶(親族の名前や、自分の生年月日など)について

障害なし とときどき障害がみられる 頻繁に障害がみられる いつも障害がみられる

()

(5) その他(※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。)

()

参考となる事項(本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等)

()

※ 「本人情報シート」の提供を 受けた 受けなかった

(受けた場合には、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載してください。)

()

以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

【医師の方へ】

※ 診断書の記載例等については、後見ポータルサイト (<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>) からダウンロードできます。

※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは、本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として、本人の福祉関係者が作成するシートです。提供があった場合は、診断への活用を御検討ください。

※ 家庭裁判所は、診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき、本人の判断能力について判断します(事案によって医師による鑑定を実施することがあります。)

診断書付票

成年後見制度における鑑定についてご意向をお伺いします。以下の質問事項にご回答ください。

後日、家庭裁判所から鑑定の依頼があった場合、

鑑定を引き受ける意向である。

(1) 報酬についての意向は、

金4万円が良い

金5万円が良い

(※家庭裁判所としましては、主治医の方には4万円、主治医以外の方には5万円でお引き受けいただければと考えております。)

(2) 鑑定に必要な期間は、 日間程度必要である。

(※1か月以内にご提出いただければと考えております。)

鑑定を引き受けられない。

引き受けられない理由：

※この場合、別途に鑑定を引き受けてくれる医師を探すには困難が伴い、時間も要します。できるだけ鑑定を引き受けてくれる医師を紹介していただくようお願いいたします。

鑑定を引き受けられないが、次の医師が鑑定を引き受けてくれる予定である。

鑑定人候補者（医師）の氏名：

専門：精神科、神経科、脳神経外科、内科、

その他（ ）

病院・診療所名：

所在地：

電話：（ ）